令和５年１月改訂

共同研究等における「学術貢献費」の導入について

令和４年４月以降開始の共同研究等(※)に「学術貢献費」をオプションで新設します。

学術貢献費は、共同研究等を希望する企業等が、研究者が長年にわたり蓄積した「学術的知見」に対し投資できる枠組みを整備することにより、学術研究と社会実装の更なる好循環を図るためにオプションとして導入するものです。お支払いいただいた学術貢献費は、研究者の研究領域に関連する研究費として幅広く活用させていただきます。

企業等の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※対象となる共同研究等：共同研究、共同研究講座（部門）、協働研究所（令和4年4月以降に開始するもの）
受託研究、共同事業、受託事業（令和5年4月以降に開始するもの）

イメージ図

直接的なコスト	直接経費	共同研究遂行のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料、研究支援者等人件費、設備購入費等の直接的な経費
	学術貢献費（新設）	共同研究等に従事する研究者が提供する学術的知見等の対価（金額は企業等と協議の上、決定します）
間接的なコスト	産学官連携推進活動経費 ＊直接的なコストの３０％以上を積算します。	共同利用施設の整備、知的財産の管理運用、各種契約業務等、大阪大学の産学官連携の推進を図るために必要な経費

・企業等共同研究員を大阪大学が受け入れる場合は別途研究料が発生します。

＊研究者の学術的知見に対する対価については、文部科学省・経済産業省の資料でも示されています。

文部科学省ウェブサイト：産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】―産学官連携を通じた価値創造に向けて―

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html

本件問い合わせ先：
大阪大学　共創機構　共同研究支援室
kyousou-jigyo-zyutaku@office.osaka-u.ac.jp
※@は半角に置き換えてください。